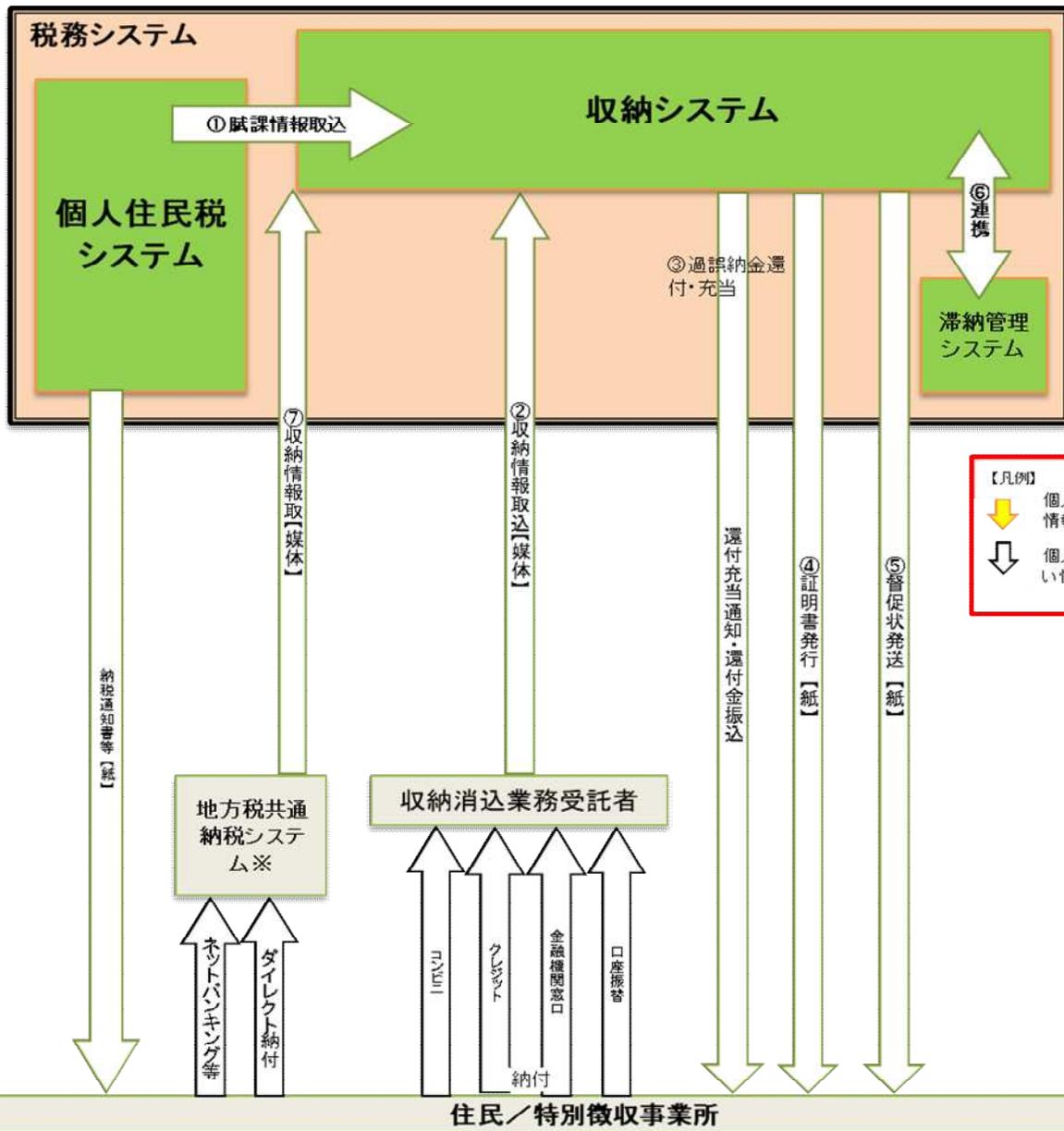


(別添1) 事務の内容



国が運用

(備考)

【収納関連業務の流れ】

- 個人市民税システムから連携された賦課決定・更正情報を取り込む。
- 収納消込業務受託者から、住民・特別徴収事業所が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。
- 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。
- 申請に応じて、納税証明書を発行する。
- 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を元に、住民等に督促状を送付する。
- 滞納整理事務を行うため、滞納管理システムと賦課・収納・滞納情報を連携する。
- 地方税共通納税システムから、特別徴収事業所が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。